

居宅介護支援事業所 白ゆりあいの里 運営規程（居宅介護支援事業）

（事業の目的）

第1条

社会福祉法人悠生会が開設する居宅介護支援事業所 白ゆりあいの里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 白ゆりあいの里
- (2) 所在地 札幌市北区あいの里3条8丁目14番1号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実地状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上（管理者兼務 1名）
介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで（土日は事務所の当番が対応）
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時まで（左記以外は転送電話で対応）
※365日、24時間、電話で連絡が可能な体制とする

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条

指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析

調査した情報と内容を、ICF の考え方にに基づき課題分析を行い、ニーズを把握する。

(3) 居宅サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行うサービス担当者会議を事業所において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、

札幌市全区、

石狩市（浜益地区をのぞく）

石狩郡当別町のうち、太美町、太美南、太美スターライト、ビトエ、獅子内

※そのほかの地域については応相談とする。

(人権の擁護及び虐待等の防止)

第8条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当任者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の更なる適正化)

第9条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメント)

第11条

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第12条

- 1 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修（虐待防止、災害・感染症対策、認知症介護、利用者のプライバシーの保護等）の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人悠生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和2年11月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

改定

この規定は、令和6年6月1日より施行する。